

第4 各種計画

I 計画一覧

No.	計画名	計画期間		策定年月
		始期～終期	期間(年)	
1	栃木県地域福祉支援計画（第4期）	R3 (2021)～R8 (2026)	6	R3 (2021)・3
2	栃木県保健医療計画（7期計画）	H30 (2018)～R5 (2023)	6	H30 (2018)・3
3	栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン21（八期計画）」	R3 (2021)～R5 (2023)	3	R3 (2021)・3
4	とちぎ健康21プラン（2期計画）	H25 (2013)～R6 (2024)	12	H25 (2013)・3
5	栃木県がん対策推進計画（3期計画）	H30 (2018)～R5 (2023)	6	H30 (2018)・3
6	栃木県循環器病対策推進計画	R3 (2021)～R5 (2023)	3	R3 (2021)・3
7	栃木県感染症予防計画	—	—	H30 (2018)・3
8	栃木県歯科保健基本計画（2期計画）	H30 (2018)～R6 (2024)	7	H30 (2018)・3
9	栃木県肝炎対策推進計画（3期計画）	R5 (2023)～R9 (2027)	5	R5 (2023)・3
10	栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画	—	—	H25 (2013)・11
11	栃木県結核対策プラン	H28 (2016)～R5 (2023)	8	H29 (2017)・3
12	とちぎ障害者プラン21(2021～2023)(栃木県障害者計画)	R3 (2021)～R5 (2023)	3	R3 (2021)・3
13	栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）	R3 (2021)～R5 (2023)	3	R3 (2021)・3
14	いのち支える栃木県自殺対策計画	H30 (2018)～R4 (2022)	5	H30 (2018)・3
15	栃木県アルコール健康障害対策推進計画	R2 (2020)～R4 (2022)	3	R2 (2020)・3
16	とちぎナイスハート♥プラン(2021～2023) 栃木県障害者工賃向上計画（第5期）	R3 (2021)～R5 (2023)	3	R3 (2021)・3
17	とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）	R2 (2020)～R6 (2024)	5	R2 (2020)・3
18	栃木県動物愛護管理推進計画（第3次）	R3 (2021)～R12 (2030)	10	R3 (2021)・3
19	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（4期計画）	R3 (2021)～R7 (2025)	5	R3 (2021)・3
20	栃木県水道ビジョン	H27 (2015)～R17 (2035)	21	H27 (2015)・3
21	とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）	R3 (2021)～R7 (2025)	5	R3 (2021)・3
22	栃木県医療費適正化計画（3期計画）	H30 (2018)～R5 (2023)	6	H30 (2018)・3

II 各種計画の概要

計 画 名	栃木県地域福祉支援計画（第4期）								
策 定 時 期	令和3（2021）年3月	計 画 期 間	令和3（2021）年度 ～令和8（2026）年度（6年間）						
根 拠 法 令 等	社会福祉法第108条								
<p>【目的・趣旨】 本計画は、市町村が地域福祉の推進を図るため、住民等の参加を得て策定する「市町村地域福祉計画」の実現を、計画的・総合的に支援することを目的として策定するものである。 この計画は、住民の積極的な参加の下、行政・事業者・ボランティア団体等が協働して地域ごとに個性のある取組を行うことによって、その人らしい充実した生活を安心して送れるような地域社会を築き上げることを目指している。</p> <p>【経緯】 平成12（2000）年6月 社会福祉事業法を社会福祉法に改正 （第108条で都道府県地域福祉支援計画について規定） 平成15（2003）年12月 「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」作成 平成17（2005）年3月 「栃木県地域福祉支援計画」策定（H17～H21） 平成22（2010）年3月 「栃木県地域福祉支援計画（第2期）」策定（H22～H27） 平成28（2016）年3月 「栃木県地域福祉支援計画（第3期）」策定（H28～R2） 平成30（2018）年4月 社会福祉法の改正 （各福祉分野の上位計画に位置づける等）</p> <p>【計画の概要】 1 計画の目指す方向 「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む「とちまる地域共生社会の実現～住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり～」を目指す。</p> <p>2 施策の展開 目標に向けて、施策展開の体系を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 施策1 安心して暮らせる地域づくり </td> <td style="padding: 5px;"> (1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり (2) 災害に備えた取組の促進 (3) ひとにやさしいまちづくりの推進 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 施策2 地域を担うひとづくり </td> <td style="padding: 5px;"> (1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成 (2) 地域住民等による社会貢献活動の充実 (3) 福祉人材の育成・確保 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 施策3 地域福祉の基盤づくり </td> <td style="padding: 5px;"> (1) 包括的な支援体制の構築促進 (2) 社会福祉協議会の取組の充実 (3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進 (4) 福祉サービスの質の確保・向上 (5) 寄附文化の醸成 </td> </tr> </table>				施策1 安心して暮らせる地域づくり	(1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり (2) 災害に備えた取組の促進 (3) ひとにやさしいまちづくりの推進	施策2 地域を担うひとづくり	(1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成 (2) 地域住民等による社会貢献活動の充実 (3) 福祉人材の育成・確保	施策3 地域福祉の基盤づくり	(1) 包括的な支援体制の構築促進 (2) 社会福祉協議会の取組の充実 (3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進 (4) 福祉サービスの質の確保・向上 (5) 寄附文化の醸成
施策1 安心して暮らせる地域づくり	(1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり (2) 災害に備えた取組の促進 (3) ひとにやさしいまちづくりの推進								
施策2 地域を担うひとづくり	(1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成 (2) 地域住民等による社会貢献活動の充実 (3) 福祉人材の育成・確保								
施策3 地域福祉の基盤づくり	(1) 包括的な支援体制の構築促進 (2) 社会福祉協議会の取組の充実 (3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進 (4) 福祉サービスの質の確保・向上 (5) 寄附文化の醸成								

計 画 名	栃木県保健医療計画（7期計画）		
策 定 時 期	平成30(2018)年3月	計 画 期 間	平成30(2018)年度 ～令和5(2023)年度(6年間)
根拠法令等	医療法第30条の4第1項		
【目的・趣旨】			
<p>少子高齢化の進行や疾病構造の変化などを背景とした保健・医療などへの県民ニーズの多様化・高度化、また国の社会保障制度改革の動きなど、本県の保健医療を取り巻く状況の変化に対応し、県民が安心して医療を受けられる体制の整備充実や健康づくりを進めるため、本県の保健医療の基本的な指針として策定した。</p>			
【経緯】			
昭和61(1986)年6月	改正医療法（第一次）の施行（都道府県保健医療計画の導入等）		
昭和63(1988)年6月	栃木県保健医療計画策定		
平成4(1992)年7月	改正医療法（第二次）の施行（特定機能病院、療養型病床群の制度化、広告規制の緩和、病院掲示の義務づけ等）		
平成5(1993)年6月	栃木県保健医療計画第1次改定		
平成10(1998)年4月	改正医療法（第三次）の施行（診療所への療養型病床群の設置、地域医療支援病院制度の創設等）		
平成10(1998)年6月	栃木県保健医療計画第2次改定		
平成13(2001)年3月	改正医療法（第四次）の施行（病床区分の変更、基準病床数算定方法の変更、広告規制の緩和等）		
平成15(2003)年6月	栃木県保健医療計画第3次改定		
平成18(2006)年6月	改正医療法（第五次）の施行（医療機関に関する情報の公表制度の創設、医療計画制度の見直し（がんや小児救急等の医療連携体制の構築）等）		
平成20(2008)年3月	栃木県保健医療計画（5期計画）策定		
平成25(2013)年3月	栃木県保健医療計画（6期計画）策定		
平成26(2014)年6月	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行、改正医療法の施行（地域医療構想の策定等）		
平成28(2016)年3月	栃木県地域医療構想策定		
平成30(2018)年3月	栃木県保健医療計画（7期計画）策定		
令和2(2020)年3月	栃木県医師確保計画及び栃木県外来医療計画策定		
令和3(2021)年3月	栃木県保健医療計画（7期計画）中間見直し		
【計画の概要】			
第1章	保健医療計画の基本的な事項		
第2章	栃木県の保健・医療の現状		
第3章	保健医療圏と基準病床数		
第4章	良質で効率的な医療の確保		
第5章	5疾病・5事業及び在宅医療の医療連携体制		
第6章	地域医療構想の取組		
第7章	各分野の医療体制の充実		
第8章	保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進		
第9章	保健・医療・介護・福祉を支える人材の育成確保		
第10章	保健・医療・介護・福祉の連携		
第11章	計画の周知、推進体制及び進行管理・評価		
【栃木県地域医療構想】 （保健医療計画（7期計画）の別冊）			
第1章	全体構想		
<p>策定の趣旨等、本県における医療提供体制の現状等、本県における少子高齢化の進行と医療需要の変化、本県における地域医療構想区域、本県において目指すべき将来の医療提供体制、目指すべき医療提供体制の実現に向けて、地域医療構想の推進体制等</p>			
第2章	構想区域別地域医療構想		

計 画 名	栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（八期計画）」		
策 定 時 期	令和 3（2021）年 3 月	計 画 期 間	令和 3（2021）年度 ～令和 5（2023）年度（3 年間）
根 拠 法 令 等	老人福祉法、介護保険法		

【目的・趣旨】

平成 12(2000)年の介護保険制度開始以降、サービスの充実や施設の整備が進み、各種制度も概ね順調に運営されているが、高齢化の進展により認知症高齢者や一人暮らし・夫婦のみ世帯の高齢者の増加が見込まれる一方、現役世代の減少が顕著となり、高齢者を地域で支える人材の育成・確保や介護予防の一層の推進などが課題となっている。

このような状況を踏まえ、団塊の世代の全ての方が 75 歳以上になる 2025 年を当面の目標としつつ、2040 も見据え、更なる地域包括ケアシステムの推進を目指し市町や県が目指すべき今後の施策の方向を提示するため、令和 3（2021）年度を初年度とする新たな 3 カ年計画として策定したものである。

【経緯】

昭和 63(1988)年 2 月	栃木県高齢対策推進計画「いきいきライフプラン」策定
平成元(1989)年 12 月	高齢者保健福祉推進十か年戦略「ゴールドプラン」策定
平成 6(1994)年 3 月	栃木県高齢対策推進計画二期計画「いきいきライフプラン」策定
12 月	新・高齢者保健福祉推進十か年戦略「新ゴールドプラン」策定
平成 8(1996)年 7 月	「高齢社会対策大綱」閣議決定
平成 9(1997)年 12 月	「介護保険法」成立
平成 11(1999)年 12 月	今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向「ゴールドプラン 21」策定
平成 12(2000)年 3 月	栃木県高齢対策推進計画三期計画「はつらっプラン 21」策定
4 月	「介護保険法」施行
平成 15(2003)年 2 月	栃木県高齢者保健福祉計画「はつらっプラン 21（二期計画）」策定
平成 18(2006)年 3 月	栃木県高齢者保健福祉計画「はつらっプラン 21（三期計画）」策定
平成 21(2009)年 3 月	栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（四期計画）」策定
平成 24(2012)年 3 月	栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（五期計画）」策定
平成 27(2015)年 3 月	栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（六期計画）」策定
平成 30(2018)年 3 月	栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（七期計画）」策定
令和 3(2021)年 3 月	栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（八期計画）」策定

【計画の概要】

第 I 部 総論

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 高齢者福祉圏域
- 5 高齢者人口等の現状と将来推計
- 6 計画の基本目標 ～「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現～
- 7 県民・事業者等の理解・協力及び県・市町の役割
- 8 地域共生社会の実現に向けて
- 9 施策の体系
- 10 SDGs の達成に向けた取組

第 II 部 各論

I 施策の方向

- 第 1 章 生きがいつくりの推進
- 第 2 章 介護予防・日常生活支援の推進
- 第 3 章 介護サービスの充実・強化
- 第 4 章 在宅医療・介護連携の推進
- 第 5 章 認知症施策の推進
- 第 6 章 介護人材の育成・確保
- 第 7 章 安全・安心な暮らしの確保

II 施設・居住系サービスの基盤整備計画

III 圏域別・市町別計画

- 1 高齢者人口・サービス見込量等の推計
- 2 市町村別介護保険料 平均月額推移
- 3 各市町の現状
- 4 日常生活圏域

計 画 名	とちぎ健康 2 1 プラン（2 期計画）		
策 定 時 期	平成 25(2013)年 3 月	計 画 期 間	平成 25(2013)年度 ～令和 6 (2024)年度(12 年間)
根 拠 法 令 等	健康増進法第 8 条、健康長寿とちぎづくり推進条例第 10 条		

【目的・趣旨】

「生涯にわたり健康でいきいきと暮らせる、豊かで活力ある“健康長寿とちぎ”の創造」をスローガンに、県内のどの地域に住んでいても健康を実感し、とちぎで暮らすことに心身ともに充実を感じながら、健康でいきいきとして歳を重ね暮らすことのできる、豊かで活力ある健康長寿社会を目指す。

【経緯】

平成12(2000)年 3 月 国民が主体的に取り組む新たな健康づくり運動を推進するため、「21 世紀における国民健康運動（健康日本 21）」を国において策定
－地方計画の策定を推進－

平成13(2001)年 3 月 とちぎ健康 2 1 プラン策定

平成15(2003)年 5 月 健康増進法施行

平成18(2006)年 3 月 とちぎ健康 2 1 プラン中間評価・改定
6 月 医療制度改革関連法の成立

平成20(2008)年 3 月 とちぎ健康 2 1 プラン一部改定

平成24(2012)年 3 月 とちぎ健康 2 1 プラン最終評価
7 月 健康日本 2 1（第 2 次）告示

平成25(2013)年 3 月 とちぎ健康 2 1 プラン（2 期計画）策定

平成26(2014)年 4 月 健康長寿とちぎづくり推進条例施行
9 月 健康長寿とちぎづくり推進県民会議の設立

平成30(2018)年 3 月 とちぎ健康 2 1 プラン（2 期計画）中間評価

令和 4 (2022)年 3 月 計画期間の 2 年延長

【計画の概要】

1 基本目標

- ①健康寿命の延伸 ②健康格差の縮小

2 4 つの基本方向

- ①生活習慣病の発症予防と重症化の予防の徹底
(1)がん (2)脳卒中・心臓病 (3)糖尿病 (4)慢性閉塞性肺疾患 (COPD)
- ②社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
(1)こころの健康 (2)次世代の健康 (3)高齢者の健康
- ③健康を支え、守るための社会環境の整備
- ④栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善
(1)栄養・食生活 (2)身体活動・運動 (3)休養 (4)喫煙 (5)飲酒
(6)歯・口腔の健康

計 画 名	栃木県がん対策推進計画（3期計画）		
策 定 時 期	平成 30(2018)年 3 月	計 画 期 間	平成 30(2018)年度 ～令和 5 (2023)年度(6 年間)
根 拠 法 令 等	がん対策基本法第 12 条第 1 項		

【目的・趣旨】

オール栃木体制で「県民一人一人ががんを知り、がんと共生する地域社会づくり」を進めるため、「栃木県がん対策推進条例」等を踏まえ、本計画を策定し、県内におけるがん対策の更なる充実を図る。

【経緯】

平成19(2007)年 4 月 がん対策基本法施行
6 月 がん対策推進基本計画策定
平成20(2008)年 3 月 栃木県がん対策推進計画策定
平成24(2012)年 6 月 がん対策推進基本計画（第2期）策定
平成25(2013)年 3 月 栃木県がん対策推進計画（2期計画）策定
平成28(2016)年12月 改正がん対策基本法施行
平成30(2018)年 3 月 がん対策推進基本計画（第3期）策定
3 月 栃木県がん対策推進計画（3期計画）策定
4 月 栃木県がん対策推進条例施行

【計画の概要】

1 全体目標

「がんの予防及び早期発見の推進」を基本として、がん患者等の状況や地域の実情に応じ、「がん医療の充実」を図るとともに、「がん患者等を支えるための環境づくり」を推進するため、県、市町、県民、事業者、医療関係者等が一体となって、がん対策を総合的かつ計画的に推進する。

2 主な内容と施策

- (1) がんの予防及び早期発見の推進
 - ① がんの予防の推進
たばこ対策、生活習慣の改善、肝炎対策
 - ② がんの早期発見の推進
がん検診の受診率向上及び精度管理の促進、職域における取組の促進
- (2) がん医療の充実
がん診療提供体制の充実
- (3) がん患者等を支えるための環境づくり
 - ① がんと診断された時からの緩和ケアの推進
拠点病院等における緩和ケアの充実、地域における緩和ケア提供体制の整備促進
 - ② 相談支援・情報提供等の充実
がん相談支援センターの認知度向上、相談支援体制の充実、科学的根拠に基づく情報提供の推進
 - ③ がん患者等の就労支援
がん患者等が働きやすい職場環境づくり、相談支援体制の充実
 - ④ 小児・AYA 世代のがん対策
医療提供体制等の充実、保育環境や教育環境の整備、相談支援・情報提供等の推進
 - ⑤ 高齢者のがん対策
がん患者の状況に応じた医療や支援の推進
- (4) がん対策を推進するために必要な基盤の整備
 - ① 人材の確保及び育成
拠点病院等における人材の確保及び育成の支援、相談支援センター等における相談員の資質向上、緩和ケア研修の受講促進
 - ② がん教育・普及啓発の推進
学校におけるがん教育、県民に対する普及啓発
 - ③ がん登録等の推進
全国がん登録制度の円滑な運用、がん登録情報の活用

計 画 名	栃木県循環器病対策推進計画		
策 定 時 期	令和 3 (2021) 年 3 月	計 画 期 間	令和 3 (2021) 年度 ～令和 5 (2023) 年度 (3 年間)
根拠法令等	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る 対策に関する基本法第 11 条第 1 項		
<p>【目的・趣旨】 本県の循環器病に係る実情を踏まえ、地域の特性に応じて本計画を策定し、県内における循環器病対策の一層の推進を図る。</p> <p>【経緯】 平成30(2018)年12月 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法成立 令和元(2019)年12月 同法施行 令和2(2020)年10月 循環器病対策推進基本計画策定 都道府県循環器病対策推進計画の策定にかかる指針策定 令和3(2021)年3月 栃木県循環器病対策推進計画策定</p> <p>【計画の概要】 1 全体目標 「循環器病予防の取組の強化」「循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実」「循環器病患者等を支えるための環境づくり」「循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備」の4つの基本施策に取り組むことにより、「2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。</p> <p>2 主な内容と施策 (1) 循環器病予防の取組の強化 ① 循環器病の予防や発症時の対応等に関する普及啓発 ② 特定健康診査、特定保健指導等の実施率向上に向けた取組 (2) 循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実 ① 救急救護体制の整備 ② 病期に応じた専門的医療提供体制の構築 ③ 在宅療養が可能な環境の整備 (3) 循環器病患者等を支えるための環境づくり ① 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援 ② 循環器病の後遺症を有する者に対する支援 ③ 治療と仕事の両立支援・就労支援 (4) 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備 ① 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備</p> <p>《重点取組事項》 計画の実効性を高めるため、計画期間に重点的に取り組む事項を定め、以下の施策を実施する。 (1) 脳卒中対策に係る重点取組事項 ア 地域の健康課題に応じた予防対策 イ 病期に応じた専門的医療提供体制の構築 ウ 治療と仕事の両立支援・就労支援 (2) 心血管疾患対策に係る重点取組事項 ア 地域の健康課題に応じた予防対策 イ 適切な急性期医療を提供できる医療提供・連携体制の整備 ウ 在宅療養が可能な環境の整備</p>			

計 画 名	栃木県感染症予防計画		
策 定 時 期	平成 30(2018)年 3 月改正 (第 4 版)	計 画 期 間	—
根 拠 法 令 等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条		

【目的・趣旨】

感染症を取り巻く状況は、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化等により著しく変化した。こうした状況の変化に対応するため、健康危機管理の観点からの迅速かつ確かな対応と人権尊重等の要請の両立を基本とする感染症対策を理念とした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が平成 11(1999)年 4 月 1 日に施行された。

県における感染症対策については、感染症法第 10 条の規定に基づき、平成 12(2000)年 2 月に栃木県感染症予防計画を策定し、総合的かつ計画的な推進を図ってきた。

平成 28 年 3 月、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」が改正されたため、感染症対策に係る社会環境等の変化を踏まえるとともに、栃木県保健医療計画及び栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性を図りながら、予防計画を改正する。

なお、本計画の個別計画として「栃木県結核対策プラン（第 2 期/2016～2020）」を策定している。

【経緯】

平成11(1999)年 4 月 感染症法の施行
 平成12(2000)年 2 月 栃木県感染症予防計画の策定・公表
 平成17(2005)年 1 月 栃木県感染症予防計画の改正・公表（改定版）
 平成23(2011)年10月 栃木県感染症予防計画の改正・公表（第 3 版）
 平成30(2018)年 3 月 栃木県感染症予防計画の改正・公表（第 4 版）

【計画の概要】

1 指定提出機関による発生状況及び動向の把握

病原体等の提出を担当する医療機関等を指定し、五類感染症のうち特に病原体の解析が必要な感染症（季節性インフルエンザ）の発生状況及び動向を正確に把握出来るよう体制整備を行う。

2 措置等による検体等の採取

一類、二類、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に罹患している者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者に対して、保健所長が必要と認めた場合は、書面による勧告又は措置により検体採取を行う。

3 新型インフルエンザ等感染症の予防に必要な医薬品の備蓄又は確保

新型インフルエンザ等感染症などの感染症の汎流行時に、地域におけるまん延防止又は治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄及び確保に努める。

4 病原体等の検査の精度管理の定期的な実施

衛生研究所における病原体等の検査体制の充実を図るとともに、検査能力の資質向上のための精度管理を定期的な実施する。

計 画 名	栃木県歯科保健基本計画（2期計画）		
策 定 時 期	平成 30(2018)年 3 月策定	計 画 期 間	平成 30(2018)年度 ～令和 6 (2024)年度(7 年間)
根 拠 法 令 等	栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例第 11 条		
<p>【目的・趣旨】</p> <p>「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、県民のライフステージに応じた歯科保健対策の強化や超高齢社会の進展に伴う歯と口腔機能の維持向上（オーラルフレイルの予防）など、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、歯科保健対策の更なる充実を図る。</p> <p>【経緯】</p> <p>平成22(2010)年12月 栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例制定 平成23(2011)年 4 月 同条例施行 平成24(2012)年 3 月 栃木県歯科保健基本計画策定 平成28(2016)年 4 月 栃木県口腔保健支援センター設置 平成30(2018)年 3 月 栃木県歯科保健基本計画（2期計画）策定 令和 3 (2021)年 3 月 計画期間の 1 年延長 令和 4 (2022)年 3 月 計画期間の 1 年延長</p> <p>【計画の概要】</p> <p>1 歯及び口腔の健康づくりのための施策</p> <p>① 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進 「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進する。</p> <p>② 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及 県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、歯科保健指導や歯科検診の機会を提供する。</p> <p>③ 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保 歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進する。</p> <p>④ 歯科保健医療提供体制の整備 県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等様々な分野の関係者の資質向上や連携強化を図る。</p> <p>2 計画の推進体制 栃木県歯科保健推進協議会等により、歯科保健を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>3 計画の進行管理 P D C A サイクルを確立し、効果的かつ着実に進行管理を行う。</p>			

計 画 名	栃木県肝炎対策推進計画（3期計画）		
策 定 時 期	令和5（2023）年3月	計 画 期 間	令和5（2023）年度 ～令和9（2027）年度（5年間）
根拠法令等	肝炎対策基本法第4条		
<p>【目的・趣旨】</p> <p>県では、これまで、栃木県肝炎対策推進計画（2期計画）に基づき、県内における肝炎対策を総合的に推進してきたが、令和4（2022）年3月に国の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、また、2期計画の計画期間が令和4（2022）年度に満了することから、改正指針及び計画の進捗状況を踏まえ、3期計画を策定し、肝炎対策の更なる充実を図る。</p> <p>【経緯】</p> <p>平成22（2010）年1月 肝炎対策基本法施行 平成23（2011）年5月 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」策定 平成25（2013）年3月 栃木県肝炎対策推進計画策定 平成28（2016）年6月 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」改正 平成30（2018）年3月 栃木県肝炎対策推進計画（2期計画）策定 令和4（2022）年3月 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」改正 令和5（2023）年3月 栃木県肝炎対策推進計画（3期計画）策定</p> <p>【計画の概要】</p> <p>1 基本目標 肝炎ウイルス患者等の早期発見、早期治療により重症化予防を図り、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らす。</p> <p>2 目標指標の設定 定期的に計画の進捗状況を把握し、対策を着実に推進するため、以下の指標を設定する。 (1) 肝がん75歳未満年齢調整死亡率、肝硬変による死亡率 全国平均以下 (2) 国保加入者40歳検診対象者の肝炎ウイルス検査受験率 上昇を目指す (3) 検診事業における陽性者の受診勧奨実施市町数 全市町 (4) 専門医療機関、健康福祉センター及び市町における肝疾患コーディネーターの配置率 100%</p> <p>3 取り組むべき施策 (1) 肝炎に関する正しい知識の普及啓発 (2) 肝炎ウイルス検査の受検勧奨と陽性者フォローアップの推進 (3) 適切な肝炎治療の推進 (4) 肝炎患者等に対する相談支援 (5) 人材育成</p> <p>4 重点項目 ○市町及び職域との連携を強化し、未受検者に対する受検勧奨を推進 ○肝炎ウイルス検査陽性者に対するフォローアップ体制の強化 ○医療機関内における院内他科との連携体制の強化 ○肝炎ウイルス検査の受検勧奨、検査陽性者への受診勧奨等を担う肝疾患コーディネーターの活動状況の把握及び活動しやすい環境整備 ○「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の周知等による利用促進</p>			

計 画 名	栃木県結核対策プラン		
策 定 時 期	平成 29(2017)年 3 月	計画期間	平成 28(2016)年度 ～令和 5 (2023)年度
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 10 条		

【目的・趣旨】

感染症法第 10 条第 1 項に基づき策定された「栃木県感染症予防計画」（以下「県予防計画」という。）及び平成 28 年 11 月に改正された「結核に関する特定感染症予防指針」（以下「予防指針」という。）の内容を踏まえ、県予防計画の個別計画として「栃木県結核対策プラン」（以下「県プラン」という。）を策定。予防指針の改正内容（令和 5 年度改正見込み）を踏まえ、県プランを改正する予定。

県プランで、結核の予防とまん延防止、良質な医療の提供、疫学の研究推進、人材育成等のため事業目標を設定し、施策を推進している。

【経緯】

昭和 26 年	結核予防法制定
平成 16 年	結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針制定
平成 17 年	栃木県結核予防計画策定
平成 19 年	結核予防法が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に統合される。
平成 19 年	結核に関する特定感染症予防指針制定
平成 23 年	栃木県結核対策プラン策定
平成 28 年 11 月	結核に関する特定感染症予防指針改正
平成 29 年 3 月	栃木県結核対策プラン策定（第 2 期）
令和 3 年 3 月	栃木県結核対策プラン（第 2 期）の計画期間の延長（～R3 年度）
令和 4 年 3 月	栃木県結核対策プラン（第 2 期）の計画期間の延長（～R4 年度）
令和 5 年 3 月	栃木県結核対策プラン（第 2 期）の計画期間の延長（～R5 年度）

【計画の概要】

- 1 取り組むべき課題
 - ・ 患者発生動向調査の一層の充実
 - ・ IGRA 等先進技術を利用した迅速かつ確実な接触者検診の実施
 - ・ DOTS の普及による治療完遂に向けた患者支援
 - ・ 結核診療に必要な医師・保健師等の人材の育成
 - ・ 県民に対する普及啓発 など
- 2 成果目標

全結核罹患率 人口 10 万人対 10.0 未満
- 3 具体的な施策
 - (1) 原因の究明
 - (2) 発生の予防及びまん延の防止
 - (3) 医師の提供
 - (4) 研究開発の推進
 - (5) 人材の養成
 - (6) 普及啓発及び人権の尊重
 - (7) 施設内（院内）感染の防止等

計 画 名	①とちぎ障害者プラン 21 (2021~2023) ②栃木県障害福祉計画 (第 6 期計画) ・栃木県障害児福祉計画 (第 2 期計画)		
策 定 時 期	①令和 3 (2021)年 3 月 ②令和 3 (2021)年 3 月	計 画 期 間	① 令和 3 (2021)年度 ～令和 5 (2023)年度 (3 年間) ②令和 3 (2021)年度 ～令和 5 (2023)年度 (3 年間)
根 拠 法 令 等	障害者基本法第 11 条第 2 項、障害者総合支援法第 89 条第 1 項、児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項		

【目的・趣旨】

とちぎ障害者プラン 21 (2021~2023) は、障害者の自立と社会参加を基本目標として、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定した。

栃木県障害福祉計画 (第 6 期計画) ・栃木県障害児福祉計画 (第 2 期計画) は、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施の確保を目的として策定した。

【経緯】

平成 5 (1993)年 2 月 「とちぎ障害者福祉プラン」を策定
平成 15 (2003)年 3 月 「とちぎ障害者プラン 21」を策定
平成 19 (2007)年 3 月 栃木県障害福祉計画 (第一期計画) を策定
平成 21 (2009)年 3 月 「新とちぎ障害者プラン 21 (栃木県障害者計画、栃木県障害福祉計画 (第二期計画))」を策定
平成 24 (2012)年 3 月 栃木県障害福祉計画 (第三期計画) を策定
平成 27 (2015)年 3 月 「とちぎ障害者プラン 21 (2015~2020) 栃木県障害者計画」及び「栃木県障害福祉計画 (第四期計画)」策定
平成 30 (2018)年 3 月 「栃木県障害福祉計画 (第 5 期計画) ・栃木県障害児福祉計画 (第 1 期計画)」策定
令和 3 (2021)年 3 月 「とちぎ障害者プラン 21 (2021~2023)」及び「栃木県障害福祉計画 (第 6 期計画) ・栃木県障害児福祉計画 (第 2 期計画)」策定

【計画の概要】

●とちぎ障害者プラン 21 (2021~2023)

1 総論

- ・基本目標「障害者の自立と社会参加」
- ・障害者の現状等

2 施策の基本的方向

- (1) とちぎで安全に安心して暮らすために
- (2) とちぎで自分らしく、いきいきと生活するために
- (3) 共に生きるとちぎをつくるために

●栃木県障害福祉計画 (第 6 期計画) ・栃木県障害児福祉計画 (第 2 期計画)

1 主な内容

- ・令和 5 (2023)年度の数値目標 (入所者の地域生活への移行等)
- ・各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み
- ・各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- ・栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項
- ・指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
- ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

2 圏域ビジョン

- ・圏域の状況
- ・課題と今後の対応

計 画 名	いのち支える栃木県自殺対策計画		
策 定 時 期	平成 30(2018)年 3 月	計 画 期 間	平成 30(2018)年度 ～令和 5 (2023)年度(6 年間)
根拠法令等	自殺対策基本法第 13 条第 1 項		

【目的・趣旨】

保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の各分野が有機的に連携し、地域の実情を踏まえた総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。

【経緯】

平成18(2006)年10月	自殺対策基本法施行
平成19(2007)年6月	自殺総合対策大綱策定
平成24(2012)年8月	自殺総合対策大綱の改定
平成28(2016)年4月	改正自殺対策基本法施行
平成29(2017)年7月	自殺総合対策大綱の改定
平成30(2018)年3月	いのち支える栃木県自殺対策計画策定
令和4(2022)年10月	自殺総合対策大綱の改定

【計画の概要】

1 基本理念

誰もが当事者となりうる自殺問題に対して、県民一人ひとりの生きる力を包括的に支援することにより適切に対処していくとともに、県や市町、関係機関・団体等を含む県民一人ひとりの理解と協力により、「いのち」を支えていくことを目指す。

『共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“とちぎ”の実現』

2 基本施策

- (1) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (2) 自殺対策の推進に資する調査研究等を推進する
- (3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (8) 遺された人への支援を充実する
- (9) 民間団体との連携を強化する
- (10) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

計 画 名	栃木県アルコール健康障害対策推進計画		
策 定 時 期	令和 2 (2020) 年 3 月	計 画 期 間	令和 2 (2020) 年度 ～令和 5 (2023) 年度 (4 年間)
根 拠 法 令 等	アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項		

【目的・趣旨】

酒類は、祝いの場や懇親の場などに欠かせない存在として、人々の生活文化に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策基本法に基づき、本県の実情に即したアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

【経緯】

平成 26(2014)年 6 月 アルコール健康障害対策基本法施行
平成 28(2016)年 5 月 アルコール健康障害対策推進基本計画策定
令和 2(2020)年 3 月 栃木県アルコール健康障害対策推進計画策定
令和 3(2021)年 3 月 アルコール健康障害対策推進基本計画 (第 2 期)

【計画の概要】

1 基本理念

- (1) アルコール健康障害の発生、早期発見・早期介入及び回復支援の各段階に応じた対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。
- (2) アルコール健康障害対策を実施するに当たり、アルコール健康障害が飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行うものとする。

- (1) 発生予防
 - ① 教育の振興等
 - ② 不適切な飲酒の誘引の防止
- (2) 早期発見・早期介入
 - ① 健康診断及び保健指導
 - ② アルコール健康障害に係る医療の充実等
 - ③ アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
 - ④ 相談支援等
- (3) 回復支援
 - ① 社会復帰の支援
 - ② 民間団体の活動に対する支援
- (4) 人材の確保等

計 画 名	とちぎナイスハート♥プラン（2021～2023） 栃木県障害者工賃向上計画（第5期）		
-------	--	--	--

策 定 時 期	令和3(2021)年3月	計 画 期 間	令和3(2021)年度～令和5(2023)年度(3年間)
---------	--------------	---------	------------------------------

根 拠 法 令 等	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（厚生労働省通知）		
-----------	---------------------------------	--	--

【目的・趣旨】

障害者の地域での経済的自立に向け、障害者就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）における工賃の向上に取り組むための計画として、とちぎナイスハート♥プラン（2021～2023）を策定し、障害者が地域で元気に暮らせるよう取り組みます。

【経緯】

平成19(2007)年 4月 国「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針策定
平成20(2008)年 5月 栃木県障害者工賃倍増5か年計画策定（第一期の位置づけ）
平成24(2012)年 4月 国「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 策定
平成25(2013)年 3月 とちぎ障害者工賃アップ推進計画策定（第二期の位置づけ）
平成27(2015)年 10月 とちぎナイスハート♥プラン(2015～2017)栃木県障害者工賃向上計画(第3期)策定
平成30(2018)年 9月 とちぎナイスハート♥プラン(2018～2020)栃木県障害者工賃向上計画(第4期)策定
令和3(2021)年 3月 とちぎナイスハート♥プラン(2021～2023)栃木県障害者工賃向上計画(第5期)策定

【計画の概要】

- 趣旨
計画の位置づけ、計画期間、対象事業所の範囲等
- 対象事業所の現状と工賃実績
過年度の県内の平均工賃の推移に関する分析
- これまでの取組の成果と課題
第4期計画（平成30(2018)年度～令和2（2020）年度）における各種事業の効果等
- 目標工賃
計画期間中の各年度に、月額及び時間額の目標工賃を設定

（単位：円）

年度	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023
月額(円)	18,000	18,500	19,000
時間額(円)	235	244	253

- 具体的方策
課題の克服及び目標工賃の達成に向け、県、各事業所、市町及びとちぎセルフセンターがそれぞれ取り組む事項を記載

計 画 名	とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）		
策 定 時 期	令和2（2020）年3月	計 画 期 間	令和2（2020）年度 ～令和6（2024）年度（5年間）
根拠法令等	とちぎ子ども・子育て支援条例第10条ほか		

【目的・趣旨】

未婚化や晩婚化などによる急速な少子化の進行、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など、様々な問題が生じていることから、子ども・子育て支援に県を挙げて取り組むため、平成31（2019）年1月に、とちぎの子ども・子育て支援条例を施行した。

この条例の基本理念を踏まえ、県民一人ひとりが子ども・子育てに関する理解を深め、関係者の相互連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を進めるため、「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）」を策定する。

【経緯】

平成27（2015）年	3月	とちぎ子ども・子育て支援プラン策定
平成31（2019）年	1月	とちぎの子ども・子育て支援条例施行
令和元（2019）年	7月	2期計画骨子案の公表（子ども・子育て審議会）
	12月	2期計画案の公表（子ども・子育て審議会）
令和2（2020）年	2月	2期計画案のパブリック・コメント実施
	3月	とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）策定

【計画の概要】

1 概要

(1) 計画の性格及び役割

とちぎの子ども・子育て支援条例第10条に基づく子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、子ども・子育てに関する基本的な計画であるとともに、次の7つの計画の性格を持つ。

- ・次世代育成支援対策の行動計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画
- ・母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画
- ・子どもの貧困対策計画
- ・社会的養育推進計画
- ・母子保健計画
- ・都道府県子ども・若者計画（とちぎ青少年プランと併せて位置付け）

(2) 計画の構成

- ・計画本体
- ・教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制（別冊）
- ・栃木県社会的養育推進計画（別冊）

2 計画の基本方針

(1) 基本目標

県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現

(2) 施策展開の基本方向

- I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成
- II 結婚の希望をかなえるための取組
- III 母子保健医療体制の充実
- IV 地域における子ども・子育ての支援
- V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備
- VI 安全・安心な生活環境の整備
- VII 仕事と家庭との両立の支援
- VIII 困難を有する子どもや家庭等への支援
- VIII-1 援護を必要とする子ども等への支援
- VIII-2 子育て家庭等の生活の安定と自立への支援

計 画 名	栃木県動物愛護管理推進計画（第3次）		
策 定 時 期	令和3（2021）年3月	計画期間	令和3（2021）年度 ～令和12（2030）年度（10年間）
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律（動愛法）第6条		

【目的・趣旨】

- 本県における動物愛護管理行政の基本的な方向性及び中長期的な目標を明確化し、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行し動物愛護管理行政の一層の推進を図る。
- 動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づく計画として、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して策定。

【経緯】

年度	国	県
H17(2005)年度	・動物愛護管理法改正	
H18(2006)年度	・改正動物愛護管理法施行 ・基本指針策定	
H19(2007)年度		栃木県動物愛護管理推進計画 (第1次)策定
H24(2012)年度	・動物愛護管理法改正	
H25(2012)年度	・基本指針改正 ・改正動物愛護管理法施行	栃木県動物愛護管理推進計画 (第2次)策定
R元(2019)年度	・動物愛護管理法改正	
R2(2020)年度	・基本指針改正(4月) ・改正動物愛護管理法施行(6月)	栃木県動物愛護管理推進計画 (第3次)策定(3月)

【計画の概要】

- 1 ビジョン
人と動物の共生する社会の実現に向けて、犬及び猫の殺処分ゼロを目指す。
- 2 施策概要
 - (1)動物愛護及び管理に関する取組の推進
動物を好きな人はもちろん、苦手な人においても、犬や猫などに対する社会的関心が年々高くなっており、地域社会全体で動物愛護及び管理に関する普及啓発の取組を推進する。
 - (2)適正飼養の推進
人と動物のよりよい関係を築いていくために、多様な主体との連携を図り、動物を愛する心を持つことと併せて正しい知識への理解を広め、飼い主に対し責任と自覚を促し、適正飼養をより一層推進し、動物が命あるものとして正しく理解される社会を目指す。
 - (3)命をつなぐ取組の推進
県等に収容となった数多くの犬及び猫について、動物愛護団体等と連携しながら、終生飼養を原則としつつ、引取り数の減少への取組を進めるとともに、飼い主への返還率を向上させるための取組や新たな飼い主への譲渡を積極的に推進し、一頭でも多くの動物の命をつなぐ取組を推進する。
 - (4)災害対策の充実
災害時に備え、平常時から被災地を想定した同行避難への心構えを含む適正飼養の普及啓発を推進し、更に、被災地に残された動物の救済・救護等が円滑に進められるよう、「栃木県 人とペットの災害対策ガイドライン」に基づき、市町、関係機関及び団体等の連携体制の強化を図る。

(参考)施策指標と実績

施策指標	H18(2006) 実績	H30(2018) 実績	R7(2025) 中間時点	R12(2031) 最終目標
犬・猫殺処分数	6,871頭	393頭	130頭	90頭以下
犬・猫引取り数	7,154頭	1,276頭	—	—

計 画 名	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（４期計画）		
策 定 時 期	令和 3 (2021)年 3 月	計 画 期 間	令和 3 (2021)年度 ～令和 7 (2025)年度(5 年間)
根 拠 法 令 等	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例第 8 条		
<p>【目的・趣旨】 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」（平成 18(2006)年 6 月制定）に基づく基本計画を策定し、各種施策の計画的推進に努めてきた。 本計画は、食の安全の確保に向けた施策を継続的に推進することを基本に据えながら、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指し策定した。</p> <p>【経緯】 平成18(2006)年 6 月 とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例の制定 平成20(2008)年 3 月 とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画の策定 平成23(2011)年 3 月 基本計画（２期計画）の策定 11月 基本計画（２期計画）を見直し、「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」を追加 平成28(2016)年 3 月 基本計画（３期計画）の策定 令和 3 (2021)年 3 月 基本計画（４期計画）の策定</p> <p>【計画の概要】 1 計画の基本的な考え方 (1) 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保 (2) 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化 (3) 消費者の食に対する信頼性の確保 2 基本目標と施策目標 基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保 (1) 生産段階での安全確保 ① 安全で、環境に調和した農産物の生産の推進 ② 安全で、環境に調和した畜産物の生産の推進 ③ 安全で、環境に調和した水産物の生産の推進 ④ 安全で、環境に調和した特用林産物の生産の推進 (2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保 ① 食品等事業者による衛生管理の推進 ② 食品等事業者に対する監視指導の充実 基本目標 2 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化 (1) 体制の充実及び関係機関の連携強化（平常時の対応） ① 食品安全行政の総合的な推進（放射性物質対策を含む） ② 監視指導体制及び検査体制の充実・強化 ③ 事業者が安全な食品を生産、製造するための技術開発と研究の推進 (2) 健康被害の未然防止や拡大防止 ① 健康危機管理体制の強化 基本目標 3 消費者の食に対する信頼性の確保 (1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有 ① 消費者、事業者、行政間の情報の共有の推進 ② 消費者相談体制の充実・強化 (2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進 ① 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進と支援 ② 環境に配慮した消費活動の推進</p>			

計 画 名	栃木県水道ビジョン		
策 定 時 期	平成 27(2015)年 3 月	計 画 期 間	平成 27(2015)年度 ～令和 17(2035)年度(21 年間)
根 拠 法 令 等	「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」(水道課長 通知平成 26 年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 3 号)		

【目的・趣旨】

人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など、水道を取り巻く状況に大きな変化が生じており、厚生労働省では、これらの課題に挑戦するため、平成 25(2013)年 3 月に「新水道ビジョン」を公表した。

本県においても、今後の人口減に伴う水需要(水道料金収入)の減少、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大などの多くの問題を抱えていることから、県として、県内水道の問題や課題を把握し、中長期的な視点から目指すべき方向性と実現方策等について検討を行い、将来の指針とすべく、これまでの「栃木県水道整備基本構想」を全面的に見直しした「栃木県水道ビジョン」をとりまとめた。

【経緯】

昭和58(1983)年 栃木県水道整備基本構想策定
平成27(2015)年 3 月 栃木県水道ビジョン策定

【計画の概要】

1 ビジョンの基本的な考え方

水源となる河川流域及び地理的条件等を考慮し、本県を県北地域広域圏、県央地域広域圏及び県南地域広域圏に分け、それぞれの圏域における現状等を分析し課題を抽出し、この現状及び課題を踏まえ、目標年度に向けた方向性・目標を設定した。

2 目標年度

ビジョンでは、50年から100年先を視野に入れつつ、中長期的な視点から県内水道の目指すべき方向性と実現方策等について検討することから、目標年度は現在から概ね20年後の令和17(2035)年度とした。

3 各広域圏及び方向性・目標

(1) 各広域圏

【県北地域広域圏】

大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町

計 5 市 4 町

【県央地域広域圏】

宇都宮市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、高根沢町

計 3 市 5 町

【県南地域広域圏】

足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町

計 6 市 2 町

(2) 主な方向性・目標

- ・ 強靱かつ安全な給水体制の確保
- ・ 未普及地域の解消と安定給水
- ・ 経営効率化の推進
- ・ 地域の特性を考慮した多様な連携形態・発展的広域化の検討 等

計 画 名	とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）		
策 定 時 期	令和3（2021）年3月	計 画 期 間	令和3（2021）年度 ～令和7（2025）年度（5年間）
根 拠 法 令 等	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例第6条		

【目的・趣旨】

平成27(2015)年6月に「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」を、平成28(2016)年3月に「とちぎ薬物乱用防止推進プラン」を策定し、国に先駆けた知事指定薬物の指定、薬物依存症からの回復支援、薬物乱用防止教育の推進等の各種施策の推進に取り組んできた。

最近の国内の薬物情勢は、覚醒剤事犯の検挙人員はやや減少したものの、再犯者率は増加し、依然として高いレベルで推移しており、また、青少年を中心に大麻乱用が広がるなど、薬物乱用は依然として大きな社会問題の一つとなっている。その傾向は栃木県においても同様であり、薬物乱用をめぐるこうした情勢を踏まえ更なる対策の強化に取り組むため、令和3(2021)年3月に2期計画を策定した。

【経緯】

平成27(2015)年10月 「薬物の濫用の防止に関する条例」全面施行
平成28(2016)年3月 薬物乱用防止基本計画「とちぎ薬物乱用防止推進プラン」策定
平成29(2016)年3月 各施策目標の中間年度評価の報告（栃木県地方薬事審議会）
令和2(2020)年11月 「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）」素案の公表（栃木県地方薬事審議会）
12月 「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）」案に対するパブリック・コメントの実施
令和3(2021)年3月 「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）」策定

【計画の概要】

- 第1章 計画の策定
計画策定の趣旨 計画の位置づけ 計画の期間
- 第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題
薬物事犯等の状況
薬物乱用に関する県民意識調査
1期計画の主な取組・成果と課題
1期計画における施策目標の進捗状況
- 第3章 計画の基本方針
- 1 基本目標
「薬物乱用のない社会」の実現
～健康でいきいきと暮らし、安全・安心を実感できる「とちぎ」づくり～
 - 2 基本方向と11の取組
 - I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進
取組1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実
取組2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成
取組3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実
 - II 薬物に対する相談体制等の充実
取組4 関係機関による相談体制等の充実
 - III 監視指導及び取締りの強化
取組5 関係機関の連携による取締体制の強化
取組6 不正流通薬物の取締りの強化及び未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応強化
取組7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底
取組8 薬物に関する調査研究等の推進
 - IV 薬物依存症治療等の充実
取組9 薬物依存症者に対する治療の充実
取組10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化
取組11 薬物依存症者の社会復帰の支援
- 第4章 具体的な施策
具体的な施策 施策一覧 施策目標一覧
- 第5章 計画の推進
責務 推進体制 計画の評価

計 画 名	栃木県医療費適正化計画（3期計画）																
策 定 時 期	平成 30(2018)年 3 月	計 画 期 間	平成 30(2018)年度 ～令和 5(2023)年度(6年間)														
根 拠 法 令 等	高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 1 項																
<p>【目的・趣旨】 国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくためには、県民・患者の視点に立って、県民の健康の保持・増進や良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確立に努め、医療費の適正化を実現していく必要がある。 県・市町・保険者・医療機関・県民等の関係者がそれぞれに必要な取組を認識し、一体となって医療費の適正化を目指していくため、栃木県医療費適正化計画を策定した。</p>																	
<p>【経緯】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18(2006)年 6 月</td> <td>医療制度改革関連法案成立・公布</td> </tr> <tr> <td>平成20(2008)年 3 月</td> <td>栃木県医療費適正化計画（1期計画）策定</td> </tr> <tr> <td>平成25(2013)年 3 月</td> <td>栃木県医療費適正化計画（2期計画）策定</td> </tr> <tr> <td>平成26(2014)年 2 月</td> <td>栃木県医療費適正化計画（1期計画）実績評価</td> </tr> <tr> <td>平成28(2016)年 9 月</td> <td>栃木県医療費適正化計画協議会の設置</td> </tr> <tr> <td>平成30(2018)年 3 月</td> <td>栃木県医療費適正化計画（3期計画）策定</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>栃木県医療費適正化計画（2期計画）実績評価</td> </tr> </table>				平成18(2006)年 6 月	医療制度改革関連法案成立・公布	平成20(2008)年 3 月	栃木県医療費適正化計画（1期計画）策定	平成25(2013)年 3 月	栃木県医療費適正化計画（2期計画）策定	平成26(2014)年 2 月	栃木県医療費適正化計画（1期計画）実績評価	平成28(2016)年 9 月	栃木県医療費適正化計画協議会の設置	平成30(2018)年 3 月	栃木県医療費適正化計画（3期計画）策定	12月	栃木県医療費適正化計画（2期計画）実績評価
平成18(2006)年 6 月	医療制度改革関連法案成立・公布																
平成20(2008)年 3 月	栃木県医療費適正化計画（1期計画）策定																
平成25(2013)年 3 月	栃木県医療費適正化計画（2期計画）策定																
平成26(2014)年 2 月	栃木県医療費適正化計画（1期計画）実績評価																
平成28(2016)年 9 月	栃木県医療費適正化計画協議会の設置																
平成30(2018)年 3 月	栃木県医療費適正化計画（3期計画）策定																
12月	栃木県医療費適正化計画（2期計画）実績評価																
<p>【計画の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の基本的な考え方 計画策定の趣旨、計画の基本的事項、計画の基本理念 2 医療費を取り巻く現状と課題 <ol style="list-style-type: none"> ①超高齢社会の到来と保険者への期待 ②県民の健康や受療の状況 ③医療費の動向 3 計画期間における目標と医療費の見込み <ol style="list-style-type: none"> ①数値目標と施策目標 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の実施率 ・特定保健指導の実施率 ・特定保健指導対象者の割合の減少率 ・生活習慣病の早期発見・早期治療の推進 ・喫煙対策の推進 ・高齢者の健康づくりの推進 ・予防接種の接種率の向上に向けた取組の推進 ・食生活の改善や運動習慣の定着の推進 ・地域医療構想の推進 ・後発医薬品の使用割合 ・医薬品の適正使用の推進 ②計画期間における医療費の見込み 4 目標達成のための取組と関係者の役割 <ol style="list-style-type: none"> ①目標達成に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の健康の保持・増進 ・医療の効率的な提供の推進 ・県の役割の強化 ②関係者の役割及び連携協力 5 計画の推進 P D C A サイクルに基づく計画の推進、計画の周知、推進体制 																	